

第1回検討会での主な御意見等

※ 第1回検討会における構成員の主な御意見等について、内容に応じて事務局にて分類し、まとめたもの。

1. 全体の方向性

- 人手不足などの問題が深刻化する中で、社会福祉法人が地域における多様な福祉ニーズへの対応や、地域包括ケアシステムの構築、地域共生社会の実現等に向けた取組等を進めるため、連携や協働化、大規模化に取り組むことは有効ではないか。
- 地域共生社会を具体的に展開するためには、身近な地域での小規模多機能化と子どもから高齢者までの包括的支援をどのように展開できるかということが重要であり、社会福祉法人の取組の在り方を検討してはどうか。
- 歴史や経営理念の相違等により、合併は合意形成が難しい側面もあるため、連携や協働化など合併以外の方策が主になるのではないか。

2. 具体的方策

- (1) 法人間連携
 - (目的・メリット・課題)
 - 社会福祉法人が地域貢献への期待等に応えるために、社会福祉事業の現業から離れ、法人本部で経営戦略等を考える人材を確保することは有効ではないか。また、そうした体制を整える上で、連携、協働化という方策は有効と考えられる。
 - 「地域における公益的な取組」を単独で実施する余裕のない法人もあり、協働化して実施していくことが有効ではないか。
 - 厚生労働省が、予算化してネットワーク化の取組などを進めているが、こうした法人間連携の取組が現場で進んでいるかよく確認し、阻害要因があれば特定し解決していくことが重要ではないか。
 - 社会福祉法人が施設職員をソーシャルワークに人員を割いた時に、施設の専従要件が連携の阻害要因とならないよう配慮すべき。
 - 人材確保が難しい現状を踏まえ、人員配置基準を緩和し、少ない人材を複数の法人で活用できるようにすべきではないか。
 - 人手不足の中で、社会福祉法人で外国人の受入を進める場合、社会福祉法人が協働化して受入を進めるということが考えられるのではないか。

(小規模法人のネットワーク化による協働推進事業の推進)

- 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業による法人間連携を更に国が後押しすべき。

(都道府県社会福祉協議会における地域貢献の取組の推進)

- 現在、42 都道府県で都道府県社会福祉協議会が中心となった地域における公益的な取組が進んでいることから、地域共生社会の実現に向け、現行の取組を進めていくべきではないか。

(社会福祉法人が主体となった連携法人制度の検討)

- 連携法人制度については、法人の外へ出資できないことが大前提としてあり、連携法人の解散時の残余財産の取扱いなどを慎重に検討する必要がある。
- 大規模な社会福祉法人にとって、連携法人の仕組みは、例えば、経営に行き詰った法人をグループに入れて救済するなどの時に、有効に活用できるのではないか。
- 連携法人制度を考える際に、利用者情報の共有化の意義がある。
- 社会福祉協議会は、その地域で社会福祉事業等を経営する者の過半数が参加する組織であることから、社協が法人間連携の核となるべきであり、連携法人制度を作る場合には、社協とどのように異なるのか整理が必要ではないか。

(その他)

- 社会福祉協議会が有する資産の一部について、その目的、性格にも配慮しながら、有効活用を検討しても良いのではないか。
- 今後の議論として、人口減少下において、いかに社会福祉のナショナルミニマムを確保していくか、現状、1市町村に必ず 1 社協あることを踏まえながら、議論していくことが適当ではないか。

(2) 合併、事業譲渡

(目的・メリット・課題)

- 大規模化は強制されるべきものではなく、希望する法人が取り組みやすいような環境整備として議論すべきではないか。
- 大規模化することにより、人材が研修等に出やすいのではないか。
- 大規模化を進めるためには、それによりどういう良いことがあるのか等について、法人にお伝えすることが重要ではないか。
- 社会福祉法人の大規模化について、実際の経営データの分析をしてみたところ、施設数を増やせば単純に効率化するとは必ずしも言えないのではないか

か。

- 一般的に、大規模化が進むほど、職員のレベルも高くなる傾向があるのではないか。一方、小規模な法人では、経営者の意欲や能力等に応じて、職員の能力も変化する傾向があるのではないか。
- 合併等を阻む要因として、就業規則の不一致の調整等のコストがあるのでないか。

(希望法人向けのガイドラインの策定)

- 所轄庁が合併等の手続きに疎いとの声や、実際に法人が合併等に苦労したとの声を踏まえ、希望法人向けのガイドラインを策定（改定）してはどうか。
- 所轄庁のうち、一般市（区）が法人の設立業務等に不慣れであり、人事異動もあることを考慮すれば、ガイドラインだけでなく、都道府県の関与のあり方も検討した方が良いのではないか。
- 事業譲渡をする際に、会計的に縛りとなっていることや、債権者保護の問題、社会福祉法人独自の規制について、整理し、ガイドラインに掲載してはどうか。
- ガイドラインに、合併によるメリット、サービスの質の標準化、キャリアパスの構築などの具体例を掲載して欲しい。

(希望法人向けのマッチング支援の拡充)

- 合併等の相手方を見つけることが困難であるとの声を踏まえ、希望法人向けのマッチング支援を拡充してはどうか。
- マッチングを所轄庁が担うと県域等を超えてマッチングしにくいため、行政区域を越えた枠組を考えると良いと考えられる。
- どのような主体がマッチングを担ったとしても、県庁や経営協などの関係者が協力して個別具体的な相談に応じるということになるのではないか。
- 合併、事業譲渡のマッチングの際には、単純に相手方を見つけるだけではなく、事業内容の見直しなど経営の技術的な問題が含まれているのではないか。

(合併等の会計処理の不明点に関する整理)

- 合併等に当たっての会計処理について、会計専門家による検討会で整理してはどうか。
- 合併等の会計処理について、持ち分がないことに誤解の生じないように議論を進めるべきであるが、議論にあたって、実際の事例があれば、ぜひ知りたい。
- 事業譲渡をする際に、会計的に縛りとなっていることや、債権者保護の問題、社会福祉法人独自の規制について、整理し、ガイドラインに掲載してはどうか。

(再掲)

(3) その他

- 経営の協働化や大規模化による経営の効率化や社会福祉給付の抑制は、今回の検討会の目的ではないとしても、今回、そこへの道筋が見える形で検討事項として残しておくことは必要ではないか。